監　査　報　告　書

令和８年６月１２日

学校法人　大阪明星学園
　　理　　事　　会　御中
　　評　議　員　会　御中

学校法人　大 阪 明 星 学 園
監　事　深堀一洋
監　事　山野賢一

私たちは、学校法人大阪明星学園の監事として、私立学校法第５２条及び第５６条第１項並びに学校法人大阪明星学園寄附行為第２９条及び第６０条の規定に基づき、令和７年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）における事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録、並びにこの法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。

監査にあたっては、理事及び職員から事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査するとともに、重要な決裁書類、会計帳簿及び関係書類の閲覧等、必要と認める監査手続を実施しました。

監査の結果、事業報告及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、この法人の状況を正しく示しているものと認めます。

また、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、学校法人会計基準に従い、この法人の財産及び収支の状況を重要な点において適正に表示しているものと認めます。

この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

なお、監査のため必要な調査を実施することができなかった事項はありません。

以　上